

## 一般社団法人日本法中毒学会年会発表における倫理的配慮に関する指針に関する申合せ

この申合せは、一般社団法人日本法中毒学会（以下「本学会」という。）が定める、本学会年会発表における倫理的配慮に関する指針の運用に関し、必要な事項を定めるものである。

（要旨の倫理的配慮の確認について）

1 本学会年会の主催者（年会長）は、登録された要旨の研究内容や記述に倫理的に疑義があると判断した場合は、本学会の倫理委員会委員長に連絡する。

2 年会長より連絡を受けた倫理委員会委員長は、倫理委員会を召集し、当該要旨につき倫理的配慮の適正の有無を審議し、その結果を年会長へ回答する。

3 年会長は、倫理委員会から要旨の修正の必要があるとの回答を受けた場合には、速やかに当該要旨登録者へ倫理的問題点を伝え、要旨の修正を求める。

（1）年会長は、倫理委員会から研究自体に倫理的な問題があり、年会において発表することが相応しくないとの回答を受けた場合には、速やかに当該要旨登録者へその旨を伝え、演題登録を却下する。

（その他）

4 この申合せ事項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この申合せ事項は、令和5年1月1日から適用する。